

「郵政民営化委員会の意見」に対する生保労連の見解

生保労連ではこれまで、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行って参りました。

本日、郵政民営化委員会より、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設）に関する郵政民営化委員会の意見」（以下、「意見」）が公表されました。今般の調査審議にあたり、生保労連は上記の考え方にに基づき、11月8日に意見を提出するとともに、12月3日には郵政民営化委員会のヒアリングにおいて意見表明を行いました。

意見提出・表明にあたっては、生保労連が実施した国民意識調査結果や平成26年4月から販売されているかんぽ生命の新しい学資保険の驚異的な販売実績、さらには生命保険販売の現場で働く組合員から寄せられた具体的な問題事例等から、かんぽ生命には民間会社には無い政府の関与を背景とした絶大な信用力があり、一般消費者のかんぽ生命に対する絶大な信頼感、すなわち「暗黙の政府保証」があるとの誤解が払拭できていない実態にあること等を訴えて参りました。

しかしながら、本日公表された「意見」において、かんぽ生命が認可申請した引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設に関し、

- ・引受基準緩和型商品については、従来商品に比して保険料を割増しした商品であることに鑑み、従来商品に加入できる顧客が引受基準緩和型商品に誤って加入することや、引き受ける被保険者の範囲について過度な期待を抱かせることがないように、販売に当たり配慮する必要があること
- ・先進医療特約については、保険金の支払額や保険期間満了時の取扱い等、顧客に対し適切な説明や案内を行う必要があること
- ・特に、かんぽ生命保険の主たる顧客が高齢層であることも踏まえ、商品について顧客に対し丁寧かつ十分な説明等を行うなど、業務の適正かつ確実な実施の一層の確保が重要であること

と指摘されているものの、「いずれも多数の民間生命保険会社が同様の商品を提供しているほか、かんぽ生命保険が既に提供している商品と類似性が高く、その実施について問題はない」との考えが示されたことは、生保労連の見解が考慮されておらず、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

かんぽ生命の株式は上場されたとはいえ、大半の株式を政府が実質的に保有しており、また、株式の完全売却に向けた具体的な計画も示されていません。このように、かんぽ生命と

民間会社との公平・公正な競争条件が確保される見通しが全く立っていない状況下において今般認可申請された商品の取扱いが認められることとなれば、学資保険の改定と同様に、「民業圧迫」に繋がることは明らかなです。

「公正・公平な競争条件の確保」がはかられていない中で、新規業務等が認められることにより、組合員の雇用や生活に悪影響が及ぶことは、生保産業唯一の産業別労働組合として断固として認められず、今般の郵政民営化委員会の「意見」は到底容認することができません。

また、今般認可申請された商品を取り扱うにあたってはいずれも、かんぽ生命の現行の終身保険や総合医療特約以上に、募集時におけるお客さまへのよりきめ細かい丁寧な説明とより高度なコンサルティングはもとより、保険金の支払時における適切な対応が求められることから、十分かつ適切な態勢整備がはかられているかという点を慎重に確認することが、「生命保険事業の健全な発展」の観点から極めて重要です。

今般の「意見」を踏まえ、今後行われる認可の是非の検討においては、「公平・公正な競争条件の確保」「生命保険事業の健全な発展」の観点から、慎重かつ適切な審議・判断がなされるよう強く要望いたします。

あわせて、かんぽ生命の株式の完全売却に向けた具体的な計画の明示とその着実な実現を切に要望いたします。

2018年12月19日
全国生命保険労働組合連合会